

＜第7期＞前橋市社会福祉審議会 第9回高齢者福祉専門分科会(書面開催) 結果概要

※意見等照会期間: 令和3年2月15日から令和3年2月24日まで

【報告事項】

(1) 前橋市への答申書について【資料1】

本分科会が前橋市から諮問を受けた「次期まえばしスマイルプランの策定」について、第8回分科会で承認を受けた内容に基づき、令和3年2月15日付で前橋市へ答申しました。その答申書の写しを資料として送付しました。

※ご意見等はありませんでした。

(2) パブリックコメントの実施結果について【資料2】

第8回分科会で承認を受けた「第8期まえばしスマイルプランの素案(概要版)」について、令和2年12月15日から令和3年1月14日まで実施しました。そのパブリックコメントの内容と対応を記載した一覧表を資料として送付し、ご意見を伺いました。

・意見内容と市の回答は以下のとおりです。

| ご意見 | 回答 |
|---|---|
| 提出者数が前回より減少している。次回は多くの人から意見が提出されるよう、まえばしスマイルプランに興味をもってもらえるような働きかけが必要と感じた。 | 概要版(素案)についてパブリックコメントを行い、その結果を踏まえて本編を作成するという手順を採用したため、作業のタイミングで年末年始を挟む期間での募集となりました。各事業の課題や今後の方針等が具体的に記載される本編の原案を対象とするなど、次回は実施時期や対象について見直しを検討します。 |

【協議事項】

(3) 第8期まえばしスマイルプランの原案について【資料3】

これまでの協議などを踏まえて作成した「第8期まえばしスマイルプラン」の原案を資料として示し、以下の①②について、委員皆様の意思並びにご意見を伺いました。

①「原案について、承認しますか。」

(結果)承認:15人、不承認:0人、未回答:1人

よって、委員の過半数の承認を得られたことから、前橋市社会福祉審議会条例第6条第7項が準用する第5条第3項を参考に承認されたものとします。

(裏面に続く)

・意見内容と市の回答は以下のとおりです。

| 頁番号 | ご意見 | 回答 |
|-----|--|---|
| 53 | (市の)成年後見制度利用助成については裁判所を含めて広報が不十分だと思う。 | 成年後見制度の周知・啓発の際には市による利用助成についても行います。また、裁判所を含めた関係機関との情報共有・連携体制を構築してまいります。 |
| — | 高齢者の増加、ニーズの多様化に対し、今後、福祉予算や人員の減少も考えられることから、施策の廃止、選択と集中の検討が必要と感じた。 | 高齢化が進展する中で限られた財源を有効に活用するため、真にサービスを必要とする人に適切に提供できるよう、支援内容の見直しを継続し行ってまいります。 |

②「事務局が分科会長と調整し、意見を計画へ反映させるかを判断することに同意しますか。」

(結果)同意:15人、不同意:0人、未回答:1人

よって、委員の過半数の承認を得られたことから、前橋市社会福祉審議会条例第6条第7項が準用する第5条第3項を参考に同意されたものとしします。

③まとめ

①②の結果を踏まえ、「第8期まえばしマイルプラン」を原案のとおり作成いたしました。

(同封の本編と概要版をご覧ください。)

以上です。